

第 4 回

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

日時：平成15年8月19日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

目 次

報告事項

[報告]	頁
報告第13号 新市建設計画策定小委員会報告について -----	1
報告第14号 住民意向調査結果について -----	5

協議事項

[継続協議]	
協議第 2 号 合併の期日について -----	7

[協議]	
協議第 4 号 財産の取扱いについて -----	11
協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて -----	15
協議第 6 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて -----	19

[提案]	
協議第 7 号 地方税の取扱いについて -----	25
協議第 8 号 特別職の職員の身分の取扱いについて -----	35
協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて -----	53
協議第10号 条例、規則等の取扱いについて -----	65

報告第13号

新市建設計画策定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおり報告する。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
会長 榛 村 純 一

平成15年8月11日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
会長 榛村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
新市建設計画策定小委員会
委員長 小櫻 義 明

平成15年8月11日に開催された掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会における委員長、副委員長の選任及び各種協議事項の協議結果について、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 協議結果一覧表

回次	日時	会場	委員数	協議内容・結果
2	6月23日 9時00分 ～ 17時00分	1市2町管内	出席 15人 欠席 1人	1 タウンウォッチング (1) 目的・内容 新市建設計画に係る検討に際して、新市建設計画策定小委員会委員の構成市町への理解度を高め、かつ問題点を共有化することにより計画策定に資することを目的として、1市2町の現況や資源・資産の巡回視察を行った。 (2) 結果 まちづくりに生かすべきこと、改善すべきこと等を取りまとめた。視察の意見を取りまとめ、次回協議の検討資料に生かすこととした。
3	7月7日 13時30分 ～ 16時05分	大東町役場議会全員協議会室	出席 16人 欠席 0人	1 協議内容 ・新市の重要な資源特徴について ・新市が抱える重要課題について ・新市の資源特徴を生かしたまちづくりのあり方について 2 結果 ・各協議項目についての意見をまとめ、次回協議時に内容確認を行うこととした。

回次	日 時	会 場	委員数	協議内容・結果
4	7月28日 13時30分 ～ 16時25分	大須賀町役場 南館第1研修 室	出席 15人 欠席 1人	1 協議内容 ・前回の協議内容の確認 ・重要課題の解決のあり方について ・新市のまちづくりの骨子(案) 2 結果 ・各協議項目についての意見をまとめ、次回協議における新都市ビジョン(案)に反映させることとした。
5	8月11日 13時30分 ～ 16時30分	掛川市役所会 議室1	出席 15人 欠席 1人	1 協議内容 ・前回の協議内容の確認 ・新市の将来像(案)、基本目標(案) ・新市の主要施策の方針(案) ・上記事項を踏まえた新都市ビジョン(案) 2 結果 ・新都市ビジョン(案)についての意見をとりまとめ、第4回任意合併協議会に検討内容を原案として経過報告することとした。

2 新市建設計画策定小委員会における検討成果

新都市ビジョン(原案)(別添のとおり)

報告第14号

住民意向調査結果について

住民意向調査を実施したので、結果について別添のとおり報告する。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成 1 5 年 6 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

(1) 住民生活への影響等

- ア 住民生活に及ぼす影響等住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすること。
- イ 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

(2) 選挙の時期

首長や議会議員の選挙時期を考慮すること。

(1 市 2 町の首長・議員の任期)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・掛川市長：平成17年9月17日 | ・掛川市議会議員：平成19年4月30日 |
| ・大東町長：平成18年6月12日 | ・大東町議会議員：平成17年4月14日 |
| ・大須賀町長：平成16年7月17日 | ・大須賀町議会議員：平成17年1月29日 |

(3) 事務処理等への影響

合併時の事務処理（決算処理等）や事務の引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。

- ア 合併前の市町村の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる。また、年度末には、国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要する。

地方自治法施行令（抄）

（消滅した市町村の決算）

第5条 略

- 2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

3・4 略

- イ 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正には膨大な時間を要するため、次の点に留意すべきである。

(ア) 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。

- (イ) 年度末等は、業務量が多く住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、回避することが望ましい。

周南市の場合

電算システム統合作業に要する作業工程を考慮し、合併前日が土日（連休）となるよう考慮され、平成15年4月21日（月）が合併期日に決定された。

さいたま市の場合

合併期日（平成13年5月1日）を決定するに当たり、システム統合部会から、次のような意見が出された。

- ・開発期間は、でき得る限り長く（1年半から2年程度）確保する必要がある。
- ・合併の期日を決める際、合併前日が連休となることが必要である。
- ・合併の時期は、出納閉鎖時期、住民異動の多い時期及び課税時期を避けること。

(4) 法的な手続

- ア 合併特例法による特例措置、財政支援等を受ける場合は、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併特例法附則（抄）

（合併特例法の失効）

第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

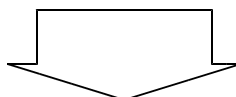
- イ 市町村が合併するためには、各種法令により様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮すること。

（合併までの流れ）

合併協議会の設置
県知事への申請
県知事の合併決定
新市施行

合併協定書の調印
協議・同意（県・国）
総務大臣へ届出

各市町議会で議決
県議会で議決
総務大臣告示



上記留意点を考慮した場合、合併期日は、平成17年1月中旬から3月中旬までのいずれの日とすることが適当であると考えられる。

協議第 4 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 協議の根拠

地方自治法第7条第4項では、市町村の廃置分合をする場合において、財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」と定められている。

協議会においては、合併した場合に1市2町が保有する財産をどのように取扱うかについて協議することとなる。

地方自治法（抄）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2・3 略

4 第1項（途中略）の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項（途中略）及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6・7 略

2 財産とは

地方自治法第237条第1項では、地方公共団体が所有する財産とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と定められている。

地方自治法（抄）

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2・3 略

3 財産の総括

(平成13年度末現在)

項目	掛川市	大東町	大須賀町
1 公有財産			
(1) 土地	6,768,124 m ²	3,266,650 m ²	1,864,026 m ²
ア 行政財産	5,890,270 m ²	3,149,532 m ²	1,666,124 m ²
イ 普通財産	877,854 m ²	117,118 m ²	197,902 m ²
(2) 建物	221,056 m ²	84,686 m ²	34,999 m ²
ア 行政財産	218,114 m ²	83,823 m ²	34,999 m ²
イ 普通財産	2,942 m ²	863 m ²	0 m ²
(3) 山林	849,436 m ²	0 m ²	0 m ²
(4) 動産	該当なし	該当なし	該当なし
(5) 物権	該当なし	該当なし	該当なし
(6) 無体財産権	該当なし	該当なし	該当なし
(7) 有価証券	417,090 千円	51,090 千円	1,970 千円
(8) 出資による権利	3,529,034 千円	1,032,936 千円	522,281 千円
2 物品	公用車 75台 他	公用車 55台 他	公用車 41台 他
3 債権	144,307 千円	35,810 千円	2,202 千円
4 基金	6,933,554 千円	2,942,848 千円	1,964,098 千円

(注) 基金については、平成14年度末見込みの数値

調整方針

1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

協議第 5 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 新市の議会の議員の定数

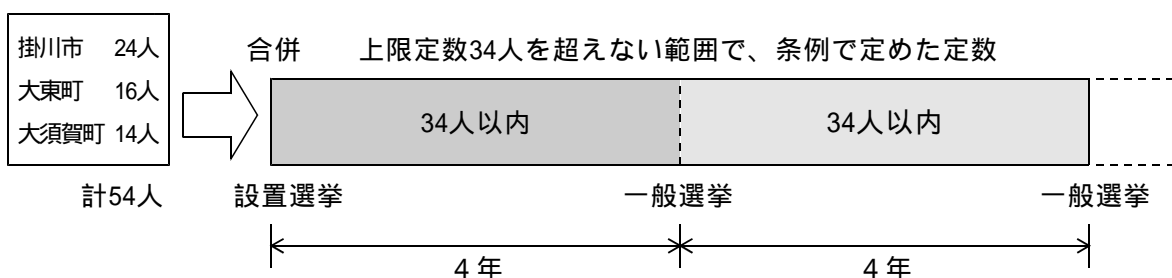
新市の議会の議員の定数に関しては、地方自治法第91条第2項の規定により、条例で定めることとされている。

- (1) 1市2町の人口 114,328人（平成12年国勢調査）
- (2) 地方自治法による新市の上限定数 34人
- (3) 1市2町の現況

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	合 計
人口(H12国調)	80,217 人	21,791 人	12,320 人	114,328 人
地方自治法による上限定数	30 人	26 人	22 人	-
条 例 定 数	24 人	16 人	14 人	54 人
現 議 員 数	24 人	16 人	14 人	54 人
任 期	H15.5.1 ~ H19.4.30	H13.4.15 ~ H17.4.14	H13.1.30 ~ H17.1.29	-

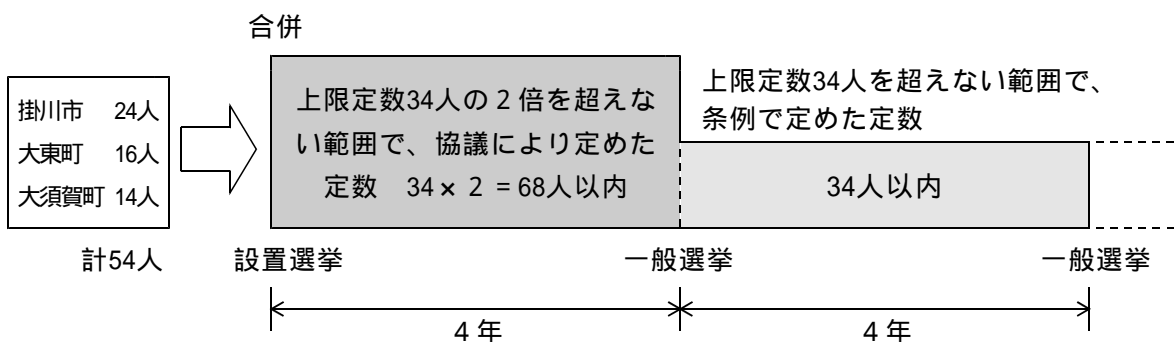
2 合併特例法の適用の有無

- (1) 合併特例法を適用しない場合

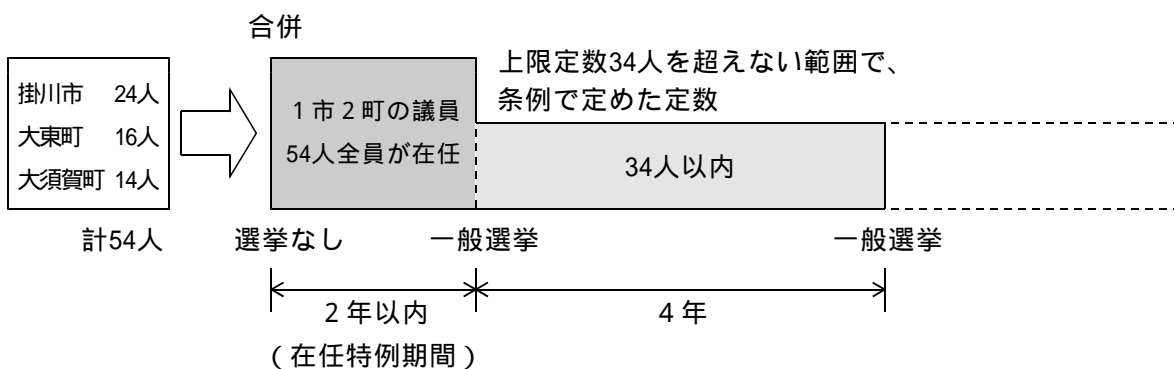


(2) 合併特例法を適用する場合

定数特例（合併特例法第6条第1項）



在任特例（合併特例法第7条第1項）



選択肢

以上のことから選択肢は、次の3通りとなる。

方式	協議事項	備考
原則どおり (合併特例法を適用しない)	新市における定数(34人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
合併特例法 を適用する	定数特例 新市における定数(34人以内) 定数特例による定数(68人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
	在任特例 新市における定数(34人以内) 適用期間(2年以内)	設置選挙を行わない

協議第 6 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 農業委員会について

(1) 農業委員会の役割

農業委員会は、自作農の創設維持、農地法等に基づく農地等の利用関係の調整、農地の交換分合等に関する事務を執行する行政委員会である。

(2) 農業委員会の設置数

農業委員会は、1市町村につき1つの農業委員会を定めることとされている。ただし、市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超える市町村については、区域を2以上に分けて、その各区域に置くことができる。

(3) 委員の構成及び定数

農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される。

ア 選挙による委員

選挙による委員は、次に掲げる基準により、条例で定めることとされている。

(ア) 農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100以下の場合は、10人から20人以下

(イ) 農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超え、(ウ)に該当する農業委員会以外の場合は、10人から30人以下

(ウ) 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える場合は、10人から40人以下

(注) 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。

イ 選任による委員

選任による委員は、次に掲げる者を、市町村長が選任することとされている。

(ア) 農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

(イ) 議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(4) 委員の任期

ア 選挙による委員

選挙による委員の任期は、選挙の日から起算して3年とされている。

イ 選任による委員

選任による委員の任期は、選挙による委員の任期満了の日までとされている。

(5) 選挙区

農業委員会の選挙区は、原則として1委員会に1選挙区とされているが、市町村長が、特に必要と認めるときは、一定の要件を満たす場合、2以上の選挙区を設けることが認められている。

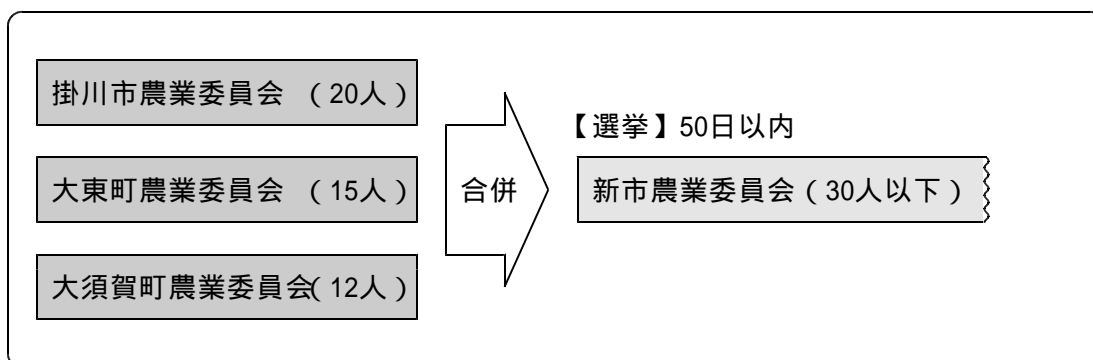
2 農業委員会委員の任期等の特例

(1) 1つの農業委員会を設置する場合

ア 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。新市の農業委員会の選挙による委員は、農業委員会の設置の日(市町村の合併の日)から50日以内に選挙を行い決定する。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

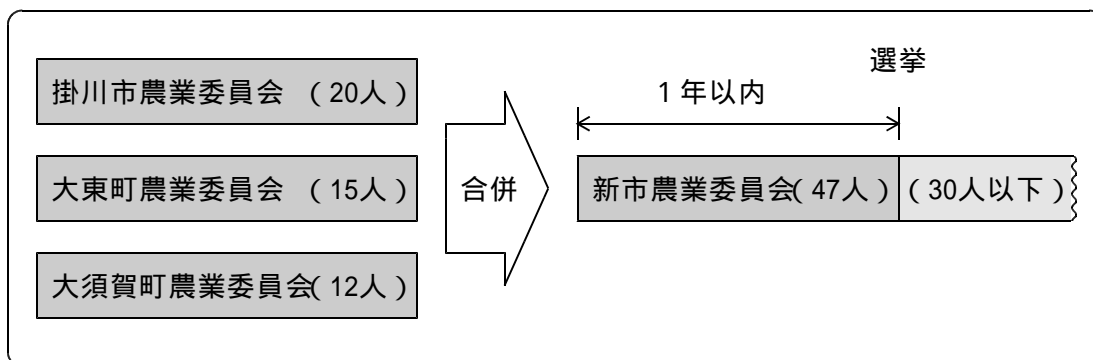
【選挙による委員】



イ 合併特例法による在任特例(合併特例法第8条第1項による特例)

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内の範囲で、在任することができる。選任による委員は、合併の日に併せて速やかに選任する。

【選挙による委員】



(2) 農業委員会を2以上設置する場合

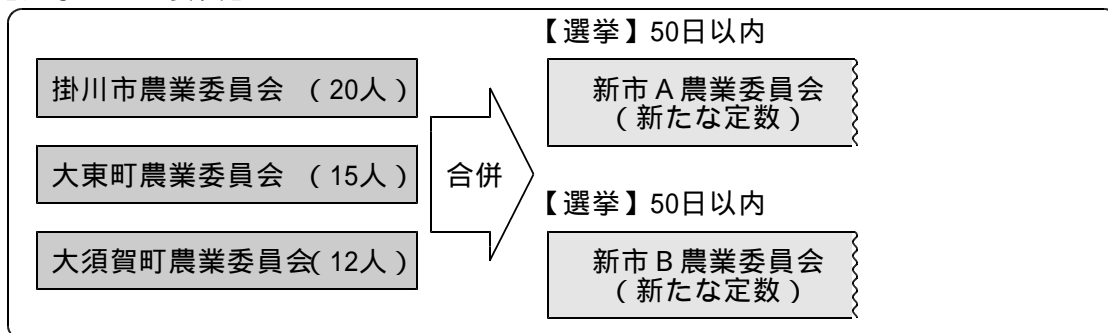
ア 従前と異なる区域の農業委員会を設置する場合

(ア) 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。選挙による委員は、農業委員会の設置の日（市町村の合併の日）から50日以内に、各農業委員会ごとに選挙を行う。

選任による委員は、各委員会ごとに、合併後速やかに選任する。

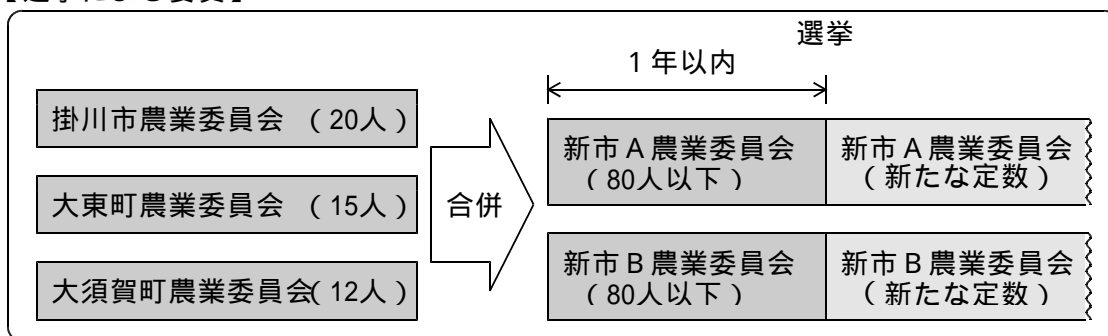
【選挙による委員】



(イ) 合併特例法による在任特例（合併特例法第8条第3項による特例）

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内は引き続き在任することができる。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

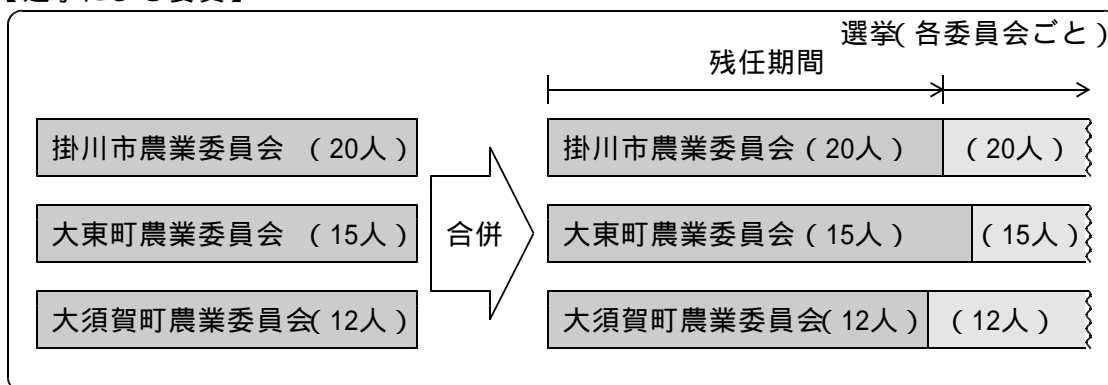
【選挙による委員】



イ 従前と同じ区域の農業委員会を設置する場合（農業委員会法第34条による特例）

合併前の農業委員会はそのまま新市の農業委員会となり、新市の農業委員会の委員も、引き続きその存続する農業委員会の委員となる。委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙による委員の残任期間となる。

【選挙による委員】



選択肢

以上のことから選択肢は、次のとおりとなる。

区 分		調 整 方 針	協 議 事 項
1つの農業 委員会を設 置	原 則	新市に1つの農業委員会を置き、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととする。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、合併の日までに決定する。	-
	在任特例	新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する。	在任特例の期間

協議第7号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、協議を求める。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

留意点

1 地方税とは

地方公共団体がその有する課税権に基づき、賦課徴収する租税をいい、地方税の賦課徴収については、基本的事項は地方公共団体の条例で定めることとされている。

このため、市町村ごとに税率が異なっている場合や、課税されていなかった市町村の区域が合併により新たに課税されることとなる場合があり協議が必要となる。

地方税には都道府県税と市町村税があり、今回の協議の対象となる市町村税には、市町村民税や固定資産税などの法定普通税と入湯税や都市計画税などの法定目的税がある。

地方税法（抄）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 略

1 市2町が課税している地方税

普通税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税 特別土地保有税
目的税	入湯税、都市計画税、国民健康保険税

2 市町村合併における特例措置

合併市町村の一体性及び負担の公平を期する観点から合併市町村の全区域にわたって均一に課税することが本来である。しかし、合併後直ちに均一課税することが著しく衡平を欠くと認められる場合には、特例措置として市町村合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り課税免除、不均一課税が認められている。

市町村の合併に関する法律（抄）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 略

3 1市2町で税率、課税範囲が異なる税目

税 目	掛川市	大東町	大須賀町
個人市町村民税均等割額	2,500 円	2,000 円	2,000 円
入湯税	1 人 1 日 100 円	1 人 1 日 150 円	なし
都市計画税	0.3 %	なし	なし
（都市計画区域）	（原田・原泉 を除く全域）	（全域）	（全域）
国民健康保険税	別途「国民健康保険事業の取扱い」で協議		

調整方針

地方税については、現行のとおりとする。ただし、1市2町で差異のある地方税については、次のとおり調整する。

- (1) 個人市町村民税均等割については、年額2,500円とする。
- (2) 入湯税については、1人1日につき100円とする。
- (3) 都市計画税については、掛川市の例により課税する。ただし、合併する日が属する年度及びそれに続く3年度間は、旧大東町及び旧大須賀町の区域については課税しないこととする。

参考資料

1 1市2町の現況

(1) 税率 (平成15年7月1日現在)

区分		基準		掛川市	大東町	大須賀町		
普通税	市町村民税	個人	均等割 (円)		2,500	2,000	2,000	
			所得割 (%)	200万円以下		3.0	3.0	3.0
				200万円超～700万円以下		8.0	8.0	8.0
		700万円超		10.0	10.0	10.0		
		法人	均等割 (円)	50人を超える法人	1千万円以下	120,000	120,000	120,000
					1千万円超～1億円以下	150,000	150,000	150,000
					1億円超～10億円以下	400,000	400,000	400,000
					10億円超～50億円以下	1,750,000	1,750,000	1,750,000
					50億円超	3,000,000	3,000,000	3,000,000
			50人以下の法人	1千万円以下	50,000	50,000	50,000	
	1千万円超～1億円以下			130,000	130,000	130,000		
			1億円超～10億円以下	160,000	160,000	160,000		
			10億円超～	410,000	410,000	410,000		
			法人税割 (%)		12.3	12.3	12.3	
	固定資産税 (%)				1.4	1.4	1.4	
軽自動車税 (円)		原動機付自転車	50cc以下又は定格出力0.6kw以下	1,000	1,000	1,000		
			51cc～90cc又は定格出力0.6～0.8kw	1,200	1,200	1,200		
			91cc～125cc 定格出力0.8kw以上	1,600	1,600	1,600		
			三輪以上のもので20cc超または定格出力0.25kw超	2,500	2,500	2,500		
			小型特	農耕作業自動車	1,600	1,600	1,600	
				特殊作業用	4,700	4,700	4,700	

区分		基準	掛川市	大東町	大須賀町	
普通税	軽自動車税 (円)	二輪 (126cc～250cc)	2,400	2,400	2,400	
		三輪車	3,100	3,100	3,100	
		四輪車 (貨物・自家用車)	4,000	4,000	4,000	
		四輪車 (貨物・営業用)	3,000	3,000	3,000	
		四輪車 (乗用・自家用車)	7,200	7,200	7,200	
		四輪車 (乗用・営業用)	5,500	5,500	5,500	
		二輪小 二輪車の 小型自動車 (251cc～)	4,000	4,000	4,000	
	市町村たばこ税 (円)	特例	1,000本につき 紙たばこ	2,977	2,977	2,977
			1,000本につき 三級品の紙たばこ	1,412	1,412	1,412
	特別土地保有税 (%)	土地に対して課する 保有税の保有分		1.4	1.4	1.4
土地に対して課する 保有税の取得分		3.0	3.0	3.0		
目的税	都市計画税(%)		0.3	-	-	
	1人1日(円)		100	150	-	
	入湯税を課さない場合・人 (対象)		12才未満 共同浴場・一 般公衆浴場 に入湯するもの	12才未満 共同浴場・一 般公衆浴場 に入湯するもの 住民福祉の向上 のための入湯 学校教育上の行 事	-	

網掛け部分は1市2町で税率が異なっているものを示す。

(2) 納期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
掛川市	住民税			↔		↔		↔		↔			
	固定資産税		↔		↔		↔		↔				
	軽自動車税		↔										
	国保税				↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
大東町	住民税			↔	↔		↔				↔		
	固定資産税		↔		↔					↔		↔	
	軽自動車税	↔											
	国保税	↔		↔			↔	↔	↔		↔		
大須賀町	住民税			↔	↔		↔				↔		
	固定資産税		↔		↔		↔		↔				
	軽自動車税		↔										
	国保税	↔		↔		↔		↔		↔		↔	

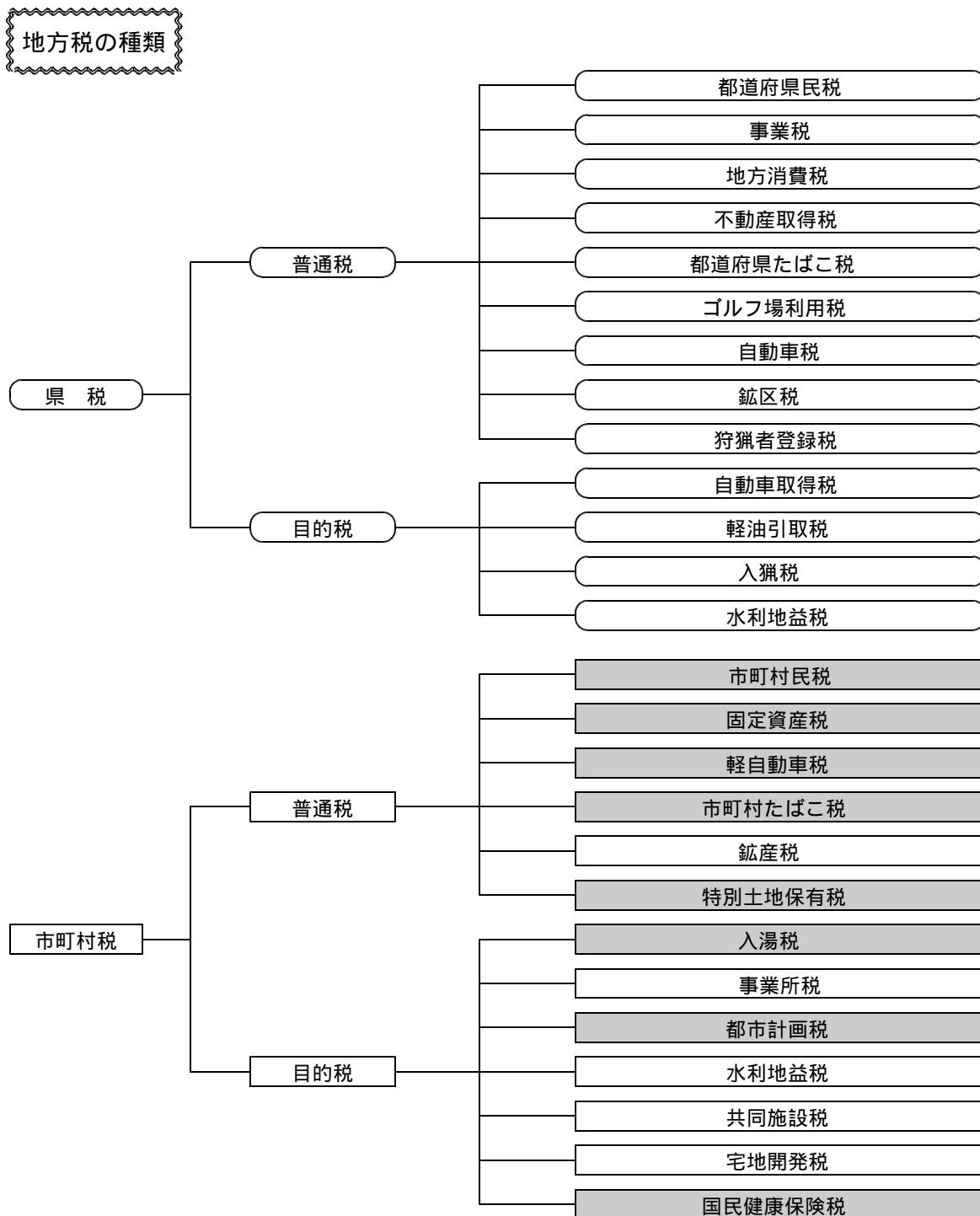
(3) 税目別収入額 (平成13年度決算)

(単位:円)

区分		掛川市	大東町	大須賀町	合計
普通税	個人市町村民税	3,620,710,258	808,221,507	466,560,017	4,895,491,782
	法人市町村民税	1,258,559,618	499,360,300	428,975,700	2,186,895,618
	固定資産税	6,808,278,138	1,856,074,870	926,224,334	9,590,577,342
	軽自動車税	123,967,800	39,300,800	21,562,100	184,830,700
	市町村たばこ税	471,789,521	127,405,334	59,420,056	658,614,911
	特別土地保有税	23,174,200	19,971,700	4,539,300	47,685,200
	小計	12,306,479,535	3,350,334,511	1,907,281,507	17,564,095,553
目的税	都市計画税	1,211,379,228	0	0	1,211,379,228
	入湯税	18,476,100	0	0	18,476,100
	小計	1,229,855,328	0	0	1,229,855,328
合計		13,536,334,863	3,350,334,511	1,907,281,507	18,793,950,881

2 地方税の種類

地方税は、地方税法、条例により定められており、下図のとおり都道府県税と市町村税に分けられている。



■ は、市町村税の内、現在、掛川市・大東町・大須賀町のいずれかが課税しているもの
 国民健康保険税については、別途〔協議項目(19)国民健康保険事業の取扱い〕にて協議予定

3 税目別の概要

(1) 市町村民税

市町村民税は、県民税とあわせて一般に住民税と呼ばれるものである。個人に対して課税するものを個人市町村民税、法人に対し課税するものを法人市町村民税という。納税義務者は、毎年1月1日現在でその市町村に住所があるかどうか、あるいは事務所などがあるかどうかで判断される。

個人市町村民税

ア 均等割：個人市町村民税の均等割は、市町村の人口規模により異なり、標準税率（地方税法第310条第1項）により3段階に定められている。

【参考】

・人口50万人以上の市	年額3,000円
・人口5万人以上50万人未満の市	年額2,500円
・上記以外の市並びに町村	年額2,000円

イ 所得割：個人市町村民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。

標準税率（地方税法第314条の3第1項）は、課税所得の金額に応じて3%、8%、10%の3段階に区分されている。

法人市町村民税

ア 均等割：法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率（地方税法第312条第1項）は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階に分かれている。

イ 法人税割：法人市町村民税割は、原則として、国に納付する法人税額に、市町村の条例で定められている税率を乗じて計算される。標準税率（地方税法第314条の6第1項）は、12.3%、制限税率は、14.7%となっている。

(2) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者となっている。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額が算定される。固定資産税は、この課税標準に税率を乗じて計算される。

税率：固定資産税の標準税率（地方税法第350条第1項）は1.4%、制限税率は2.1%となっている。

(3) 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪、小型自動車の所有にかかる税金である。

税率：軽自動車税の標準税率（地方税法第444条第1項）は、車種、総排気量などにより1台当たりの年額で定められている。なお、制限税率は、標準税率の1.2倍と規定されている。

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）卸売り販売業者となっている。

税率：市町村たばこ税の税率（地方税法第468条）は、市町村たばこ税の税率の特例により一定税率として定められており、平成15年7月からは製造たばこ1,000本につき2,977円旧3級品（わかば、しんせいなど）は1,412円となっている。

(5) 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有にかかるものと土地の取得にかかるものがあり、納税義務者は、一定規模以上の土地を取得したり保有している者である。税額は、土地の取得価格に税率を乗じ、その額から固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算される。ただし、平成15年度からは地方税法の改正により、特別土地保有税の課税については停止されている。

税率：特別土地保有税の税率（地方税法第594条）は、一定税率として定められており、保有については1.4%、取得については3%となっている。

(6) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村において、環境衛生施設、観光施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯にかかる税金である。

税率：入湯税の標準税率（地方税法第701条の2）は、入湯客1人1日について150円となっている。

(7) 都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のうちの全部又は一部で、条例で定められた区域内の土地や家屋にかかる税金で、市町村が行う都市計画事業や区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は固定資産税とほぼ同じで、課税標準額に税率を乗じて計算される。

税率：都市計画税の税率（地方税法第702条の4）は、0.3%が制限税率となっている。

標準税率：地方団体が課税する場合に通常よる税率として法定されている税率をいう。

財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができる。

制限税率：地方団体が課税する場合において超えてはならないものとして法定されている税率をいう。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることができないとして法定されている税率をいう。

4 先進事例

都道府県 市町村名	合併市町村の概要		地方税における調整方針
山口県 周南市	合併年月日	平成15年4月21日	個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市2町	
	人口	約158千人	
静岡県 静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	地方税は、事業所税を除き基本的に差異はないため現行どおりとする。 個人市民税均等割は、平成16年度以降年額3,000円とする。 清水地域の事業所税は、合併年度とこれに続く5年度間に限り、課税免除を適用する。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市	
	人口	約707千人	
福岡県 宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。 入湯税については、標準税率を採用する。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	1市1町	
	人口	約93千人	
岐阜県 山県市	合併年月日	平成15年4月1日	個人町(村)民税、法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2町1村	
	人口	約31千人	
埼玉県 さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法の規程により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。 都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様にする。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	3市	
	人口	約1,025千人	
東京都 西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	法人市民税の法人税割は、田無市の例による。 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例により調整する。ただし、合併年度は旧市の例による。 都市計画税は、保谷市の例による。ただし、合併年度はそれぞれ旧市の例による。
	合併の方式	新設合併	
	合併市町村数	2市	
	人口	約181千人	

協議第 8 号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 基本的考え方

長、助役、収入役、行政委員会等の委員などの特別職の職員については、合併に伴い法人格が消滅するため、合併の日の前日をもってその身分を失うこととなる。

したがって、原則的には新市において新たに特別職の職員の選挙又は選任する必要がある。

2 特別職の職員

(1) 常勤の特別職

ア 市長

新市の市長は、新市の設置の日から50日以内に選挙されることとなる。ただし、新市の市長が選挙されるまでの間は、市長が不在となるため、長であった者の中から、その協議により定められた者が市長の職務執行者としてその職務を行うこととされている。

イ 助役・収入役

助役及び収入役は、新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て助役及び収入役を選任することとなる。ただし、収入役については、必ず職務代理者を置くこととされているため、合併の日に市長の職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、その者が収入役の職務を代理することとなる。

(2) 非常勤の特別職

ア 議会の議員

議会の議員は、新市の設置の日から50日以内に選挙されることとなる。ただし、合併特例法により定数及び在任に関する特例が設けられている。

なお、詳細については、協議第5号を参照のこと。

イ 行政委員会の委員

行政委員会の委員は、合併によりその身分を失うこととなるが、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員については、合併直後における臨時的な特別選任手続が設けられている。

(ア) 教育委員会の委員

教育委員会の委員については、市長の職務執行者が合併の日の前日に教育委員会の委員であった者の中から、新市の委員を臨時に選任することとされている。なお、臨時に選任された委員の任期は、新市における市長選挙の後、最初に招集される議会の会期末日までとされている。

(イ) 選挙管理委員会の委員

選挙管理委員会の委員は、新市の議会において選挙されることとなるが、それまでの間は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、合併前の委員であった者の互選により定めることとされている。正式に議会で選挙されるまでの間、これらの者が臨時にその職務を行うこととなる。

(ウ) 農業委員会の委員

農業委員会の委員は、合併によりその身分を失うこととなるが、合併特例法等により委員の在任等に関する特例が設けられている。

なお、詳細については、協議第6号を参照のこと。

(イ) 固定資産評価審査委員会の委員

固定資産評価審査委員会の委員は、新市の市長が選挙されるまでの間、市長の職務執行者により合併前の委員であった者の中から選任された者がその職務を行うこととなる。また、新市における市長選挙の後、最初に招集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間は、新市の市長により合併前の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなる。

(オ) 監査委員・公平委員会の委員

監査委員・公平委員会の委員については、特別選任手続の規定がないため、新市における市長選挙の後、新市の議会の同意を得て委員を選任する必要がある。

ウ 附属機関の委員その他の特別職

(ア) 附属機関の委員

附属機関の委員については、合併に伴いその身分を失うこととなるため、必要に応じ、新たに任命する必要がある。

法令等で設置が義務付けられている附属機関の委員については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で新たに任命する必要がある。

法令等で設置が義務付けられていない附属機関の委員については、その設置の目的、合併前の1市2町の設置状況等を踏まえて見直しを行い、新市において必要に応じて設置又は統廃合をする必要がある。

(イ) その他の特別職

その他の特別職の職員については、合併に伴いその身分を失うこととなるため、その設置の目的、合併前の1市2町の設置状況等を踏まえて見直しを行い、新市において必要に応じて設置又は統廃合をする必要がある。

調整方針

- 1 常勤の特別職の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額等を基に調整する。
- 2 議会の議員の報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。
- 3 行政委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。
- 4 附属機関の委員その他の特別職については、その必要性について検討の上、調整する。定数、任期及び報酬の額は、現行の制度を基に調整する。

参考資料

1 1市2町の現況

(1) 常勤の特別職

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
任 期	市町長 助 役 収入役	H17.9.17 H18.3.31 H17.3.31	H18.6.12 H18.6.30 H16.4.8	H16.7.17 H17.4.30 H17.6.12
給 料	市町長 助 役 収入役	880,000 円 720,000 円 660,000 円	770,000 円 618,000 円 572,000 円	760,000 円 612,000 円 556,000 円

(2) 議会の議員

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
任 期		H19.4.30	H17.4.14	H17.1.29
報 酬	議 長 副議長 委員長 議 員	430,000 円 390,000 円 370,000 円 360,000 円	320,000 円 259,000 円 243,000 円 238,000 円	300,000 円 245,000 円 225,000 円 222,000 円

(3) 行政委員会の委員

区 分		掛 川 市		大 東 町		大 須 賀 町	
		定数	報 酬 額	定数	報 酬 額	定数	報 酬 額
教育委員会	委員長 委員 教育長	5	47,000円/月 39,000円/月 660,000円/月	5	186,000円/年 154,000円/年 531,000円/月	5	185,000円/年 152,000円/年 522,000円/月
選挙管理委員会	委員長 委員	4	24,000円/月 18,000円/月	4	109,000円/年 97,000円/年	4	109,000円/年 97,000円/年
公平委員会	委員長 委員	3	6,800円/日 6,300円/日	-	-	-	-
監査委員	識 見 議 会	1 1	116,000円/月 42,000円/月	1 1	285,000円/年 230,000円/年	1 1	285,000円/年 244,000円/年
農業委員会	会 長 代理・副会長 委 員	25	41,000円/月 31,000円/月 28,000円/月	19	154,000円/年 132,000円/年 120,000円/年	17	152,000円/年 129,000円/年 120,000円/年
固定資産評価 審査委員会	委員長 委員	3	6,800円/日 6,300円/日	3	5,000円/1日 3,000円/半日	3	5,000円/1日 3,000円/半日

(4) 附属機関の委員その他の特別職

区 分		掛 川 市			大 東 町			大 須 賀 町		
		定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額
特別職報酬等審議会	会長 委員	10	-	6,800円/日 6,300円/日	5	-	5,000円/1日 3,000円/半日	5	-	5,000円/1日 3,000円/半日
公務災害補償等認定委員会	委員長 委員	5	3	6,300円/日						
公務災害補償等認定審査会	会長 委員	3	3	6,800円/日 6,300円/日						
表彰審査委員会	委員	10	-	6,300円/日				6	-	5,000円/1日 3,000円/半日
公文書開示審査会 情報公開審査会	会長 委員	5	2	6,800円/日 6,300円/日	5	2	5,000円/1日 3,000円/半日	5	2	5,000円/1日 3,000円/半日
個人情報保護審査会	会長 委員	5	2	6,800円/日 6,300円/日						
個人情報保護審議会	会長 委員	5	2	6,800円/日 6,300円/日						
総合計画（策定）審議会	会長 委員	20	2	6,800円/日 6,300円/日	25	2	5,000円/1日 3,000円/半日	50	2	5,000円/1日 3,000円/半日
男女共同参画審議会	会長 委員	10	2	6,800円/日 6,300円/日						
生涯学習土地審議会	会長 委員	13	3	6,800円/日 6,300円/日						
住居表示審議会	会長 委員	15	2	6,800円/日 6,300円/日						
緑化推進委員会	委員長 委員	15	2	6,800円/日 6,300円/日						
防災会議	会長 委員	26	-	6,300円/日	26	2	5,000円/1日 3,000円/半日	17	2	5,000円/1日 3,000円/半日
民生委員推薦会	会長 委員	14	3	6,800円/日 6,300円/日	14	3	5,000円/1日 3,000円/半日	14	3	5,000円/1日 3,000円/半日
つくし会館運営審議会 隣保館運営審議会	会長 委員	10	2	6,300円/日	10	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
環境創生委員会	委員長 委員	20	2	6,800円/日 6,300円/日						
都市計画審議会	会長 委員	15	2	6,800円/日 6,300円/日	15	2	5,000円/1日 3,000円/半日	10	2	5,000円/1日 3,000円/半日
区画整理審議会	会長 委員 評価委員	10	5	6,800円/日 6,300円/日 6,300円/日						
旅館建築審査会	会長 委員	5	2	6,800円/日 6,300円/日				5	2	5,000円/1日 3,000円/半日
建築審議会	会長 委員	7	2	6,800円/日 6,300円/日						
市営住宅入居者 選考委員会	委員長 委員	5	1	6,800円/日 6,300円/日						
共同調理場運営委員会 学校給食以外運営委員会	委員長 委員	36	1	6,800円/日 6,300円/日	17	1	5,000円/1日 3,000円/半日			

区 分		掛 川 市			大 東 町			大 須 賀 町		
		定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額
青少年補導センター 運営協議会	会長 委員	15	2	6,300円/日						
図書館協議会	委員長 委員	6	2	6,800円/日 6,300円/日				6	2	5,000円/1日 3,000円/半日
文化財保護審議会	会長 委員	10	2	6,800円/日 6,300円/日	6	2	5,000円/1日 3,000円/半日	5	2	5,000円/1日 3,000円/半日
総合体育館評価委員会	委員長 委員	10		6,800円/日 6,300円/日						
国民健康保険運営協議会	会長 委員	14	2	6,800円/日 6,300円/日	9	2	5,000円/1日 3,000円/半日	9	2	5,000円/1日 3,000円/半日
介護認定審査会	会長 委員	60	-	14,000円/日 13,000円/日						
下水道審議会 下水道事業推進対策協議会	委員長 委員	18	2	6,800円/日 6,300円/日	18	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
交通安全対策会議	委員				16	-	5,000円/1日 3,000円/半日			
水防協議会	委員				25	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
就学指導委員会	委員	25	1	6,800円/日 6,300円/日	21	2	5,000円/1日 3,000円/半日	20	2	5,000円/1日 3,000円/半日
青少年問題協議会	会長 委員				15	2	5,000円/1日 3,000円/半日	31	2	5,000円/1日 3,000円/半日
スポーツ振興協議会	委員				20	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
公民館協議会	委員				5	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
児童館運営委員会	委員				10	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
保健センター運営委員会	委員				9	1	5,000円/1日 3,000円/半日			
健康づくり推進協議会	委員				24	1	5,000円/1日 3,000円/半日	15	2	5,000円/1日 3,000円/半日
保健委員会	委員				45	2	10,000円/年	65	2	5,000円/1日 3,000円/半日
予防接種健康被害 調査委員会	委員				5	2	5,000円/1日 3,000円/半日	5	2	5,000円/1日 3,000円/半日
消防賞じゅつ金(等) 審査委員会	委員				6	2	5,000円/1日 3,000円/半日	6	2	5,000円/1日 3,000円/半日
公民館(運営)審議会	委員				5	2	5,000円/1日 3,000円/半日	15	2	5,000円/1日 3,000円/半日
人権問題啓発推進協議会	委員				30	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
青少年健全育成会	委員				22	1	5,000円/1日 3,000円/半日			
史跡高天神城跡整備委員会	委員				23	2	5,000円/1日 3,000円/半日			

区 分		掛 川 市			大 東 町			大 須 賀 町		
		定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額
五塚山古墳基本整備委員会	委員				13	1	5,000円/1日 3,000円/半日			
吉岡彌生記念館運営委員会	委員				14	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
下小笠川下流部改修 対策協議会	委員				28	-	5,000円/1日 3,000円/半日			
水田農業経営確立対策 推進協議会	委員				14	5	5,000円/1日 3,000円/半日			
農業振興地域整備 促進協議会	委員				14	5	5,000円/1日 3,000円/半日			
農業流動化推進会議	委員				15	1	5,000円/1日 3,000円/半日			
経営・生産対策推進会議	委員				14	3	5,000円/1日 3,000円/半日			
農業活性化やる気塾委員会	委員				30	-	5,000円/1日 3,000円/半日			
商工業振興資金利子 補給金審査会	委員				8	1	5,000円/1日 3,000円/半日			
男女共同参画推進町民会議	委員							10	2	5,000円/1日 3,000円/半日
横須賀城跡保存推進 委員会	委員							25	2	5,000円/1日 3,000円/半日
商工業振興対策委員会	委員							16	2	5,000円/1日 3,000円/半日
小口資金協調融資並びに中 小企業季節融資審査協議会	委員							10	2	5,000円/1日 3,000円/半日
水道事業運営委員会	委員							9	2	5,000円/1日 3,000円/半日
住宅委員	委員							9	2	5,000円/1日 3,000円/半日
投票管理者	-	-	-	12,700円/日	-	-	12,700円/日	-	-	12,700円/日
開票管理者	-	-	-	10,700円/回	-	-	10,700円/日	-	-	10,700円/日
選挙長	-	-	-	10,700円/回	-	-	10,700円/日	-	-	10,700円/日
投票立会人	-	-	-	10,800円/日	-	-	10,800円/日	-	-	10,800円/日
開票立会人	-	-	-	8,900円/回	-	-	8,900円/日	-	-	8,900円/日
選挙立会人	-	-	-	8,900円/回	-	-	8,900円/日	-	-	8,900円/日
消防団	団長	1	2	78,000円/年	1	2	182,000/年	1	2	161,000/年
	副団長	2	2	64,500円/年	2	2	140,000/年	2	2	130,000/年
	本部長	6	2	54,500円/年	3	-	111,000/年	1	4	130,000/年
	方面隊長	6	2	44,000円/年	-	-	-	-	-	-
	指導部長	-	-	-	-	-	-	-	-	97,000/年
	分団長	22	2	41,000円/年	6	-	93,000/年	4	1	87,000/年
	副分団長	22	2	37,000円/年	6	-	80,000/年	4	1	72,000/年
	部長	151	-	32,500円/年	-	-	-	-	-	-
	班長	140	-	32,500円/年	20	-	69,000/年	28	1	61,000/年
	団員	150	-	31,500円/年	122	-	57,000/年	110	-	52,000/年

区 分		掛 川 市			大 東 町			大 須 賀 町		
		定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額	定数	任期	報 酬 額
嘱託医 (保育園)	園医	6	-							
嘱託医 (幼稚園)	内・外科	9	-		6	-		3	-	
	耳鼻・眼科				6	-				
	歯科	9	-		6	-		3	-	
	薬剤師			定額	6	-	定額			定額
嘱託医 (小学校)	内・外科	16	-		5	-		2	-	
	耳鼻・眼科	8	-	+	5	-	+			+
	歯科	16	-		5	-		2	-	
	薬剤師	16	-		5	-		2	-	
	健康管理	16	-	児童数割	5	-	児童数割	2	-	児童数割
嘱託医 (中学校)	内・外科	7	-		2	-		1	-	
	耳鼻・眼科	4	-		2	-				
	歯科	6	-		2	-		1	-	
	薬剤師	6	-		2	-		1	-	
	健康管理	6	-		2	-		1	-	
女性政策推進委員	委員長 委員				6	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
社会教育委員	委員長 委員	18	2	6,800円/日 6,300円/日	18	2	5,000円/1日 3,000円/半日	15	2	5,000円/1日 3,000円/半日
社会教育指導員	指導員	2	1	1,000円/h	1	1	140,000円/月	1	1	2,000,000円 以内/年
体育指導委員	委員	25	2	会議 3,150円/1日 指導 3,150円/半日 6,300円/1日	15	2	10,000円/年	10	2	5,000円/1日 3,000円/半日
地区スポーツ推進委員	委員				45	2	5,000円/1日 3,000円/半日			
交通指導隊	隊長 副隊長 班長 隊員				1 1 6 7	2	63,000円/年 58,000円/年 53,000円/年 50,000円/年	1 1 - 10	2	57,000円/年 54,000円/年 - 47,000円/年
環境保全委員	委員				90	2	20,000円/年			
産業医								1	2	20,000円/年

2 先進事例（新設合併）

都道府県	市町村名	合併期日	特別職の身分の取扱い
東京都	西東京市	平成13年1月21日	<p>(1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 ア 任期は、各法令の定めるところによる。 イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する</p> <p>(2) 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>(3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>(4) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。 ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 イ 一方の市のみで設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>(5) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>
埼玉県	さいたま市	平成13年5月1日	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。
香川県	さぬき市	平成14年4月1日	<p>(1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特別の定めがある場合は、その規定を適用する。 なお、規定にない場合は、5町の長が協議して定める。</p> <p>(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。</p>
静岡県	静岡市	平成15年4月1日	基本的には、失職するものとし、新市発足後の暫定的な取扱いについては、法令の規定のとおりとする。
香川県	東かがわ市	平成15年4月1日	<p>特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。</p> <p>(2) 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。</p> <p>(4) その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものについては、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度を基に調整する。</p>
山口県	周南市	平成15年4月21日	<p>(1) 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。</p> <p>(2) 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。</p>

3 根拠法令

(1) 特別職全般に関する法令

地方公務員法（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

ア 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

イ 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法（抄）

（委員会及び委員の設置）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

4～8 略

公職選挙法（抄）

（一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙）

第33条 略

2 略

3 市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4・5 略

(2) 市町村長に関する法令

地方自治法（抄）

（市町村長）

第139条 略

2 市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 略

地方自治法施行令（抄）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

第2条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(3) 助役に関する法令

地方自治法（抄）

（助役の設置）

第161条 略

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役はの定数は、条例でこれを増加することができる。

（助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（助役の選任）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(4) 収入役に関する法令

地方自治法（抄）

（収入役・副収入役）

第168条 略

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 略

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9 略

第170条 略

2 略

3 副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

4 略

5 副出納長又は副収入役を置かない、普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役（前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。）にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

(5) 教育委員会に関する法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては、6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては、3人の委員をもって組織することができる。

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4 略

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抄）

（最初の委員の選任等）

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものの中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。

（最初に任命される委員の任期）

第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村長が定める。

(6) 選挙管理委員会に関する法令

地方自治法（抄）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3～8 略

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2～4 略

地方自治法施行令（抄）

（暫定的選挙管理委員）

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者を以てこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

(7) 公平委員会に関する法令

地方公務員法（抄）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第九条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

(8) 監査委員に関する法令

地方自治法（抄）

（監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては、4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2・3 略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(9) 固定資産評価審査委員会に関する法令

地方税法（抄）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

- 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。
- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
 - 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
 - 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
 - 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
 - 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
 - 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
 - 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

(10) 附属機関に関する法令

地方自治法（抄）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（ただし書略）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

協議第 9 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 8 月 1 9 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 一般職の職員

地方公務員は、一般職の職員と特別職の職員に区分され、一般職の職員は、特別職の職員以外のすべての職員をいう。

具体的には、一般行政事務に従事する職員をはじめ、教育職員、保育職員、消防職員等が該当する。

地方公務員法（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

ア 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

イ 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

2 合併に伴う身分の取扱い

新設合併の場合は、一般職の職員が属していた市町村の法人格が消滅するため、職員は、全て失職することとなる。ただし、合併特例法により次に掲げる特例が定められている。

(1) 新市への身分の承継

合併関係市町村は、その協議により、一般職の職員を合併市町村の職員として引き継がなければならないこととされている。

(2) 身分等の公正な取扱い

合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員すべてに通じて公正に処理しなければならないこととされている。

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

調整方針

- 1 1市2町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。
- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

参考資料

1 1市2町の現況

(平成15年4月1日現在)

(1) 事務部局別職員数

市町名等 事務部局	掛川市		大東町		大須賀町	
	定数	職員数	定数	職員数	定数	職員数
市町長の事務部局	774 (432)	740 (408)	119	113	85	84
議会の事務部局	7	6	3	2	2	2
教育委員会の事務部局	180	166	16	14	11	11
教育委員会の教育機関			39	26	23	19
選挙管理委員会の事務部局	2	0	1	0	1	0
監査委員の事務部局	3	3	1	0	-	-
農業委員会の事務部局	5	0	4	0	3	0
公平委員会の事務部局	1	0	-	-	-	-
消防職員	69	69	-	-	-	-
公営企業職員	25	18	9	7	5	5
合計	1,066	1,002	192	162	130	121

(注)()は、市立病院の職員を内数で表示した。

(2) 行政職級別職員一覧表

ア 常勤職員

(ア) 掛川市

級	8 級		7 級		6 級	5 級		4 級	3 級以下	合 計
	部 長	課 長	課長級	主幹級	係長	係長級	主 任	その他		
人 数	8	25	4	41	77	61	126	282	624	

(イ) 大東町

級	8 級		7 級	6 級	5 級		4 級	3 級以下	合 計
	参事	課長	課長補佐	主 幹	係長	係長級	主 任	その他	
人 数	6	8	23	18	13	22	24	48	162

(ウ) 大須賀町

級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級以下	合 計
	参 事	課 長	課長補佐	係 長	主 査	その他	
人 数	6	8	12	21	32	42	121

イ 非常勤職員

市 町 人 数	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
	合 計	187	40

(3) 級別職務分類表

ア 行政職

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
1 級	事務員、医療事務員、技術員、司書、学芸員、保健師、看護師、栄養士、幼児教育士、自動車運転手、技術員、業務員、医療助手、給食員、調理師、事務助手、消防士	主事補、保健師、栄養士、教諭	主事補、保健師、栄養士、教諭
2 級	主事補、医療主事補、技師補、司書、学芸員、事務員、医療事務員、技術員、保健師、看護師、栄養士、幼児教育士、自動車運転手、技術員、業務員、医療助手、給食員、調理師、事務助手、消防副士長、消防士	主事、保健師、栄養士、教諭	主事、保健師、栄養士、教諭
3 級	主事、医療主事、技師、司書、学芸員、社会福祉主事、社会教育主事、統計主事、保健師、看護師、栄養士、幼児教育士、自動車運転士、調理師、事務助手、技術員、業務員、医療助手、消防士長、消防副士長	主事、保健師、栄養士、教諭	主査、保健師、栄養士、教諭
4 級	主任	主任、主任保健師、主任栄養士、主任教諭	主査、保健師、栄養士、教諭
5 級	係長、検査官、主査、園長、指導主事	主査、係長、主査保健師、保健師長、主査栄養士、栄養科長、主査教諭、園長代理(幼稚園)	係長、主任保健師、主任教諭、施設長
6 級	室長、次長、所長、主席検査官、副署長、分署長、専門官、主幹、主席指導主事、主席園長	主幹、園長代理(幼稚園)	課長補佐、施設長
7 級	課長、出納室長、事務局長、消防署長、参事	課長補佐	課長、事務局長、施設長の職務、防災監
8 級	部長、市立総合病院事務局長、消防長、議会事務局長	参事、課長	参事、事務局長、施設長、防災監

イ 医療 1

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
1 級	医員、歯科医員	-	-
2 級	診療科長、医長	-	-
3 級	医務局長、副医務局長、診療部長	-	-
4 級	院長、副院長	-	-

ウ 医療 2

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士	-	-
2 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士	-	-
3 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、栄養士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士	-	-
4 級	相当困難な業務を行う薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、視能訓練士、言語聴覚士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士	-	-
5 級	副室長、技監、係長、主任	-	-
6 級	診療技術部長、調整監、室長	-	-

エ 医療 3

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
1 級	准看護師	-	-
2 級	看護師、准看護師	-	-
3 級	看護師、准看護師	-	-
4 級	副看護師長、主任、相当困難な業務を行う看護師又は准看護師	-	-
5 級	副看護部長、看護師長	-	-
6 級	看護部長	-	-

(4)主な給与等

(同一内容の場合には で表示)

区 分		掛 川 市																		
給料表	一般行政職	8級制																		
	技能労務職	-																		
	医療職	医療職(1) 4級制 医療職(2) 6級制 医療職(3) 6級制																		
初任給	大学卒	行政職 178,400円 消防職 192,800円																		
	短大卒	行政職 161,000円 消防職 178,400円																		
	高校卒	行政職 149,200円 消防職 161,000円																		
	中学卒	-																		
手当	管理職手当	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">行政職</td> <td style="text-align: center;">医療職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1種(-)(院長)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">25 / 100</td> </tr> <tr> <td>2種(-)(副院長)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">20 / 100</td> </tr> <tr> <td>3種(部長等)(医務局長等)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">16 / 100</td> </tr> <tr> <td>4種(課長等)(室長等)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">13 / 100</td> </tr> <tr> <td>5種(主幹等)(技監等)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10 / 100</td> </tr> </table>	行政職	医療職		1種(-)(院長)		25 / 100	2種(-)(副院長)		20 / 100	3種(部長等)(医務局長等)		16 / 100	4種(課長等)(室長等)		13 / 100	5種(主幹等)(技監等)		10 / 100
	行政職	医療職																		
	1種(-)(院長)		25 / 100																	
	2種(-)(副院長)		20 / 100																	
	3種(部長等)(医務局長等)		16 / 100																	
	4種(課長等)(室長等)		13 / 100																	
	5種(主幹等)(技監等)		10 / 100																	
	扶養手当	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>配偶者</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td>2人目までの子等</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降の子等</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間の加算</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </table>	配偶者	14,000円	2人目までの子等	6,000円	3人目以降の子等	5,000円	特定期間の加算	5,000円										
	配偶者	14,000円																		
2人目までの子等	6,000円																			
3人目以降の子等	5,000円																			
特定期間の加算	5,000円																			
住居手当	(1) 借家等 27,000円を上限 (2) 持ち家(世帯主又は準ずる者) 4,000円																			
調整手当	(給料 + 扶養手当 + 管理職手当) × 3 / 100																			
時間外勤務手当	125 / 100 ~ 150 / 100 (午後10時 ~ 翌朝5時 25 / 100加算)																			
休日勤務手当	135 / 100																			
夜間勤務手当	25 / 100																			
期末手当	6月 1.55月(7級以上 1.35月) 12月 1.70月(" 1.50月)																			
勤勉手当	6月 0.70月(7級以上 0.90月) 12月 0.70月(" 0.90月)																			

大 東 町		大 須 賀 町	
8 級制		8 級制	
3 級制		3 級制	
-		-	
一般職 171,500円 教諭 171,500円 保健師 171,500円 栄養士 171,500円		事務職 171,500円 教諭 171,500円 保健師 171,500円 栄養士 171,500円	
一般職 149,200円 教諭 149,200円 保健師 149,200円 栄養士 149,200円		事務職 149,200円 教諭 155,000円 保健師 149,200円 栄養士 149,200円	
一般職 139,500円		事務職 139,500円 単労職（自動車運転手、用務員） 136,700円	
一般職 128,700円		単労職（自動車運転手、用務員） 124,900円	
参事 15 / 100 課長 10 / 100		参事 12 / 100 課長 10 / 100 教育委員会事務局長 10 / 100 施設の長又は代行者 8 / 100	
配偶者 14,000円 2人目までの子供等 6,000円 3人目以降の子供等 5,000円 特定期間の加算 5,000円		配偶者 14,000円 2人目までの子供等 6,000円 3人目以降の子供等 5,000円 特定期間の加算 5,000円	
(1) 借家等 27,000円を上限 (2) 持ち家（世帯主又は準ずる者） 1,000円 （新築又は購入後5年間は2,500円加算）		(1) 借家等 27,000円を上限 (2) 持ち家（世帯主又は準ずる者） 1,000円 （新築又は購入後5年間は2,500円加算）	
-		-	
125 / 100 ~ 150 / 100 （午後10時～翌朝5時 25 / 100加算）		125 / 100 ~ 150 / 100 （午後10時～翌朝5時 25 / 100加算）	
135 / 100		135 / 100	
25 / 100		25 / 100	
6月 1.55月（7級以上 1.35月） 12月 1.70月（ " 1.50月）		6月 1.55月（7級以上 1.35月） 12月 1.70月（ " 1.50月）	
6月 0.70月（7級以上 0.90月） 12月 0.70月（ " 0.90月）		6月 0.70月（7級以上 0.90月） 12月 0.70月（ " 0.90月）	

区 分		掛 川 市	
手 当	通 勤 手 当	(1) 交通機関等利用者 定期券発行有 1ヶ月の定期券の価格 定期券発行無 通勤21回分の運賃 (交替勤務者は通勤所要回数)	
		(2) 自動車等利用者	
		片道 1 km以上 2 km未満	2,000円
		2 km以上 4 km未満	3,800円
		4 km以上 6 km未満	5,600円
		6 km以上 8 km未満	7,400円
		8 km以上 10km未満	9,000円
		10km以上 12km未満	10,600円
		12km以上 14km未満	12,200円
		14km以上 16km未満	13,800円
		16km以上 18km未満	15,400円
		18km以上 30km未満	17,000円
		30km以上 35km未満	17,500円
35km以上 40km未満	18,500円		
40km以上	20,900円		
(3) 併用者			
片道1km以上の自動車利用者			
運賃 + (2)の額			
それ以外の者	運賃 (2)の額 運賃 (2)の額		
(4) 上記以外の職員 1,000円			
ラスパイレス指数		100	

(注)ラスパイレス指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与と所得を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものの。

大 東 町	大 須 賀 町
<p>(1) 交通機関等利用者 定期券発行有 1ヶ月の定期券の価格 定期券発行無 通勤21回分の運賃 (交替勤務者は通勤所要回数)</p> <p>(2) 自動車等利用者 片道 2 km未満 0円 2 km以上 5 km未満 2,000円 5 km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 20,900円</p> <p>(3) 併用者 片道 2 km以上の自動車利用者 運賃 + (2)の額 それ以外の者 運賃 (2)の額 運賃 運賃 (2)の額 (2)の額</p>	<p>(1) 交通機関等利用者 定期券発行有 1ヶ月の定期券の価格 定期券発行無 通勤21回分の運賃 (交替勤務者は通勤所要回数)</p> <p>(2) 自動車等利用者 片道 2 km未満 0円 2 km以上 5 km未満 2,000円 5 km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 20,900円</p> <p>(3) 併用者 片道 2 km以上の自動車利用者 運賃 + (2)の額 それ以外の者 運賃 (2)の額 運賃 運賃 (2)の額 (2)の額</p>
94.1	91.7

2 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		一般職の職員の身分の取扱い
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	<p>(1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政組合の一般職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p>
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1市1町1村	
		人口	47,666人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	<p>(1) 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p>
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	<p>(1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	<p>(1) 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職員の職名については、合併時に調整する。</p> <p>(4) 現職員については、現給を保証する。</p>
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	5町	
		人口	57,773人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	<p>両市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p>
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	706,513人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	<p>合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p>
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	

協議第10号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年8月19日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

留意点

1 条例、規則等の取扱いの特例

新設合併による場合は、合併前に施行されていた条例、規則等は、新市施行と同時にすべてその効力を失うこととなる。したがって、新市において必要な条例、規則等については、合併後、改めて制定する必要がある。ただし、新市の施行日から新市の市長が選出されるまでの間は、条例、規則等を制定する市長が不在であるため、地方自治法施行令により、次に掲げる特例が設けられている。

(1) 市長職務執行者による専決処分

合併時に施行する必要がある条例については、市長職務執行者が専決処分を行い、即時制定し、施行させることができる。専決処分をした条例については、合併後最初に招集される市議会に報告し、その承認を求めることとされている。

(2) 市長職務執行者による暫定施行

市長職務執行者は、新市の条例及び規則が制定されるまでの暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例及び規則を新市の条例及び規則として引き続き施行させることができる。

2 条例、規則等の施行方法

新市における条例、規則等は、各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、整備することとなる。

(1) 合併と同時に施行させる必要があるもの

区 分	取 扱 い	具 体 例
条 例	市長職務執行者が専決処分し、施行する。	・ 市役所の位置を定める条例 ・ 休日を定める条例 ・ 手数料条例 など
規則等	市長職務執行者が職権により制定し、施行する。	・ 行政組織規則 ・ 予算執行規則 ・ 補助金交付規則 など

(2) 合併後も一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

各協議項目の協議の結果、市の全域での実施が困難であるとされた事務事業等については、新たに条例及び規則が制定されるまでの間、合併前の市町村で施行されていた条例及び規則を当該地域において引き続き施行させる。

(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

区 分	対 象
市長職務執行者が専決処分により制定することが適当でないもの	・ 市議会委員会条例 ・ 市議会事務局設置条例 など
	・ 市議会会議規則 ・ 教育委員会会議規則 ・ 学校管理規則 など
新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの	・ 名誉市民条例 ・ 表彰条例 など

3 条例及び規則の数

区 分 \ 市 町 名	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
条 例	1 8 9	1 4 0	1 3 4
規 則	1 4 4	8 9	8 7
行政委員会等の規則	4 8	2 2	2 7

調整方針

条例、規則等については、各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市における事務事業が円滑に執行できるよう整備するものとする。

参考資料

1 根拠法令

(1) 地方自治法（抄）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて（途中略）条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 略

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 略

第 179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、（途中略）、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき（途中略）は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(2) 地方自治法施行令（抄）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（途中略）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2・3 略

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

2 1市2町条例・規則一覧表

(1) 条例

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市役所の位置に関する条例	大東町役場の位置を定める条例	大須賀町役場の位置を定める条例
掛川市の休日を定める条例	大東町の休日を定める条例	大須賀町の休日を定める条例
掛川市公告式条例	大東町公告式条例	大須賀町公告式条例
掛川市表彰条例		大須賀町表彰条例
掛川市名誉市民条例	大東町名誉市民条例	大須賀町名誉市民条例
掛川市議会議員の定数を定める条例	大東町議会議員の定数を定める条例	大須賀町議会議員定数条例
掛川市議会定例会条例	大東町議会定例会条例	大須賀町議会定例会条例
掛川市議会委員会条例	大東町議会委員会条例	大須賀町議会委員会条例
掛川市議会議政務調査費の交付に関する条例		大須賀町議会議政務調査費の交付に関する条例
掛川市議会議務局設置条例	大東町議会議務局設置条例	大須賀町議会議務局設置条例
掛川市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	大東町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	大須賀町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例		
掛川市長及び掛川市議会議員選挙公報発行条例	大東町議会議員及び大東町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	
政治倫理の確立のための掛川市長の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための大東町長の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例
掛川市監査委員に関する条例	大東町監査委員に関する条例	監査委員に関する条例
掛川市監査委員事務局設置条例		
掛川市部設置条例	大東町課設置条例	大須賀町課設置条例
		大須賀町附属機関設置条例
		大須賀町男女共同参画推進条例
掛川市総合計画審議会条例	大東町総合計画策定審議会条例	
掛川市下水道審議会条例		
		縦書き条例を左横書きに改正する条例の整備に関する条例
掛川市印鑑条例	大東町印鑑条例	大須賀町印鑑条例
		大須賀町認可地縁団体印鑑条例
掛川市辺地集会所の設置及び管理に関する条例		
掛川市行政手続条例	大東町行政手続条例	大須賀町行政手続条例
掛川市情報公開条例	大東町情報公開条例	大須賀町情報公開条例
	大東町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例	大須賀町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例
掛川市個人情報保護条例		
		大須賀町助役定数条例
掛川市職員定数条例	大東町職員定数条例	大須賀町職員定数条例
掛川市職員の分限に関する条例	大東町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
掛川市職員の公益法人等への派遣等に関する条例	公益法人等への大東町職員の派遣等に関する条例	大須賀町職員の公益法人等への派遣等に関する条例
掛川市職員の定年等に関する条例	大東町職員の定年等に関する条例	大須賀町職員の定年等に関する条例
掛川市定年退職者等の再任用に関する条例	大東町定年退職者等の再任用に関する条例	大須賀町職員の再任用に関する条例

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	大東町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例		昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
掛川市職員のサービスの宣誓に関する条例	大東町職員のサービスの宣誓に関する条例	職員のサービスの宣誓に関する条例
掛川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	大東町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	職務に専念する義務の特例に関する条例
掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	大東町職員の勤務時間、休暇等に関する条例	大須賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
掛川市職員の育児休業等に関する条例	大東町職員の育児休業等に関する条例	大須賀町職員の育児休業等に関する条例
掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例		
掛川市職員団体の登録に関する条例		
掛川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	大東町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	大須賀町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
掛川市特別職報酬等の審議会条例	大東町特別職報酬等審議会条例	大須賀町特別職報酬等審議会条例
掛川市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	大東町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	大須賀町議会議員に対する報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	大東町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	大須賀町特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例
掛川市証人等の実費弁償に関する条例		大須賀町証人等の費用弁償に関する条例
掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例	大東町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例	大須賀町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例
掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例	大東町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	大須賀町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
	大東町特別職の職員等の給与の特例に関する条例	大須賀町町長、助役、収入役及び教育長の給料の特例に関する条例
		平成13年度大須賀町長、助役、収入役及び教育長の給料の特例に関する条例
掛川市職員の給与に関する条例	大東町職員の給与に関する条例	大須賀町職員の給与に関する条例
掛川市語学指導等を行う外国人である職員の給料等に関する条例	語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例	
	単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例	単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例
掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例	大東町職員の特殊勤務手当に関する条例	大須賀町職員の特殊勤務手当に関する条例
掛川市職員等の旅費に関する条例	大東町職員の旅費に関する条例	大須賀町職員等の旅費支給条例
掛川市職員の退職手当に関する条例		
掛川市財政事情の公表に関する条例	大東町財政事情の作成及び公表に関する条例	大須賀町財政事情の公表に関する条例
掛川市特別会計条例		大須賀町特別会計条例
	大東町土地取得特別会計条例	大須賀町土地取得特別会計条例
	大東町農業集落排水事業特別会計条例	
	大東町温泉事業特別会計設置条例	
	大東町下水道事業特別会計設置条例	
掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	
掛川市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例		
掛川市財政調整基金条例	大東町財政調整基金条例	大須賀町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
掛川市減債基金条例	大東町減債基金条例	大須賀町減債基金条例

掛川市	大東町	大須賀町
掛川市職員退職手当積立金積立条例		
用品調達基金の設置に関する条例		
掛川市庁舎建設基金に関する条例		大須賀町役場庁舎建設基金条例
掛川市中心市街地活性化基金条例		
掛川市国際交流基金条例		
掛川市社会教育振興基金条例		
		大須賀町社会福祉基金の設置、管理及び処 分に関する条例
掛川市地域福祉基金条例	大東町地域福祉基金条例	大須賀町地域福祉基金条例
掛川市国民健康保険保険給付等支払準備基 金条例	大東町国民健康保険保険給付等支払準備基 金条例	大須賀町国民健康保険保険給付等支払準備 基金条例
掛川市介護保険給付支払準備基金条例	大東町介護保険保険給付支払準備基金条例	大須賀町介護保険保険給付支払準備基金条例
掛川市土地区画整理基金条例		
掛川市ふるさと・水と土保全対策基金条例	大東町ふるさと・水と土基金条例	大須賀町ふるさと・水と土基金条例
掛川市林業振興基金条例		
掛川市観光施設整備基金条例		
掛川市住宅資金貸付事業償還金積立基金条例		
天竜浜名湖鉄道経営助成基金条例		
掛川市土地開発基金条例	大東町土地開発基金条例	大須賀町土地開発基金条例
掛川市生涯学習公園化基金条例		
掛川市公共施設整備基金条例	大東町公共施設維持基金条例	
掛川市簡易水道事業財政調整基金の設置管 理及び処分に関する条例		
	大東町災害救助対策基金条例	
	大東町ふるさと創生基金条例	
	大東町図書館・資料館建設設備基金条例	
	大東町高瀬瓦礫処理場跡地整備基金条例	
	大東健康ふれあい館基金条例	
	大東町町営住宅建設整備基金条例	
	大東町水道事業基金条例	
		大須賀中学校建設基金条例
		大須賀町歴史資料館建設基金条例
掛川市税条例	大東町税条例	大須賀町税条例
掛川市都市計画税条例		
掛川市固定資産評価審査委員会条例	大東町固定資産評価審査委員会条例	固定資産評価審査委員会条例
掛川市手数料条例	大東町手数料徴収条例	大須賀町手数料条例
掛川市行政財産の使用料条例		大須賀町土地使用料徴収条例
		大須賀町分担金徴収条例
掛川市福祉事務所設置条例		
社会福祉法人の助成に関する条例	大東町社会福祉法人の助成に関する条例	
掛川市老人福祉センター条例	大東町老人福祉センター設置条例	大須賀町老人福祉センター設置条例
掛川市立つくし会館条例	大東町立隣保館条例	
掛川市総合研修ホール条例		
掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金の支給等に関する条例

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市保育の実施に関する条例	大東町保育の実施に関する条例	大須賀町保育の実施に関する条例
掛川市立保育所設置条例		
	大東町児童館設置条例	大須賀町児童館設置条例
掛川市遺児等の手当の支給に関する条例		
掛川市放課後児童施設条例		大須賀町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例
掛川市立高齢者いきいきセンター条例		
掛川市立ききょう荘条例		
掛川市立三笠の園条例		
掛川市訪問介護員及び訪問相談員派遣手数料徴収条例	大東町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例	
		大須賀町老人作業所設置条例
		大須賀町老人作業所使用条例
掛川市重症心身障害児童扶養手当に関する条例		
	大東町保健センター設置条例	大須賀町保健センターの設置及び管理運営に関する条例
掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	大東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	大須賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
		大須賀町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
掛川市衛生センター条例		
掛川市清掃センターの設置及び管理に関する条例		
	大東町浄化槽清掃業に関する条例	大須賀町浄化槽清掃業に関する条例
	大東町大坪台浄化センターの設置及び管理に関する条例	
掛川市汚水処理施設条例		
掛川市農業集落排水処理施設条例	大東町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	
掛川市富士見台霊園条例		
	大東町海戸兼情墓園条例	
掛川市飼い犬条例	大東町飼い犬条例	大須賀町畜犬管理条例
掛川市環境条例		
緑と花で美しい環境をつくる条例		
	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例
		地下水の採取の適正化に関する条例
掛川市国民健康保険条例	大東町国民健康保険条例	大須賀町国民健康保険条例
	大東町国民健康保険高額医療費資金貸付条例	大須賀町国民健康保険高額医療費資金貸付条例
掛川市国民健康保険税条例	大東町国民健康保険税条例	大須賀町国民健康保険税条例
掛川市介護保険条例	大東町介護保険条例	大須賀町介護保険条例
掛川市交通安全対策会議条例	大東町交通安全対策会議条例	
掛川市農業委員会の選挙区等に関する条例	大東町農業委員会の選挙による委員の定数条例	大須賀町農業委員会の選挙による委員定数条例
掛川市新農業構造改善環境整備事業分担金徴収条例		
掛川市農村環境整備施設等の設置及び管理に関する条例	大東町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例	大須賀町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
県営土地改良事業分担金徴収条例	大東町県営土地改良事業分担金等徴収条例	大須賀町県営土地改良事業分担金等徴収条例
掛川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	大東町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	大須賀町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
		大須賀町国営大井川地区土地改良事業負担金徴収条例
掛川市地域内の団体営土地改良事業の掛川市の技術援助に関する条例		
掛川市農用地利用増進特別対策事業分担金徴収条例		
		大須賀町多目的研修センター設置及び管理に関する条例
掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例	大東町農業集落排水事業分担金に関する条例	
掛川市新林業構造改善事業分担金徴収条例		
掛川市営林道開設事業に係る経費の賦課徴収条例		
掛川市林業協業活動拠点施設条例		
掛川市火入れに関する条例	大東町火入れに関する条例	
		大須賀町労働者体育センターの管理運営及び使用に関する条例
掛川市道路占用料等徴収条例	大東町道路占用料等徴収条例	大須賀町道路占用料等徴収条例
	大東町法定外道路管理条例	大須賀町法定外道路管理条例
掛川市建築協定条例	大東町建築協定に関する条例	大須賀町建築協定条例
		小笠南部広域都市計画釜ヶ谷地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
掛川市における建築物に附置する駐車施設に関する条例		
掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例		旅館業を目的とする建築等の規制に関する条例
掛川市営住宅管理条例	大東町営住宅管理条例	大須賀町営住宅管理条例
	大東町営住宅設置条例	
		大須賀町住宅委員条例
掛川市再開発住宅管理条例		
掛川市住環境整備モデル住宅管理条例		
掛川市都市計画審議会条例	大東町都市計画審議会条例	大須賀町都市計画審議会条例
掛川市地区計画等の案の作成手続に関する条例	大東町地区計画等の案の作成手続に関する条例	大須賀町地区計画等の案の作成手続に関する条例
掛川市生涯学習まちづくり土地条例		
東遠広域都市計画事業掛川駅前土地区画整理事業に関する条例		
東遠広域都市計画事業掛川駅北土地区画整理事業に関する条例		
東遠広域都市計画事業宮脇第一土地区画整理事業に関する条例		
東遠広域都市計画掛川市特別業務地区建築条例		
東遠広域都市計画掛川市特別工業地区建築条例		
掛川市建築審議会条例		
掛川市駐車場条例		
掛川市自転車等駐車場条例		
掛川市自転車等の放置防止に関する条例		
掛川市都市公園条例	大東町都市公園条例	大須賀町都市公園条例
掛川市住居表示に関する条例		
掛川市住居表示審議会条例		

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市公共下水道条例	大東町下水道条例	
	大東町公共下水道の設置に関する条例	
掛川市公共下水道事業受益者負担金条例	大東町公共下水道事業負担金に関する条例	
	大東町特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例	
	大東町工事分担金条例	
		大須賀町教育委員定数条例
掛川市普通河川条例	大東町普通河川条例	大須賀町普通河川条例
掛川市準用河川占用料等徴収条例		
掛川市教育センター設置条例		
県費負担教職員のサービスの宣誓等に関する条例		
掛川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例		
掛川市立学校設置条例	大東町立学校設置条例	大須賀町立小学校設置条例
		大須賀町立中学校設置条例
掛川市学校給食共同調理場に関する条例	大東町学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例	大須賀町学校給食センター設置条例
		大須賀町立幼稚園設置条例
掛川市立幼稚園保育料徴収条例	大東町立幼稚園授業料徴収条例	大須賀町立幼稚園保育料徴収条例
掛川市社会教育委員条例	大東町社会教育委員条例	大須賀町社会教育委員条例
掛川市未広公会堂の設置及び管理運営に関する条例		
	浜野集会所設置及び管理に関する条例	
掛川市公立学校使用条例	大東町立学校体育施設等使用条例	大須賀町立学校施設使用条例
掛川市生涯学習センター条例		
掛川市駅南学習センター美感ホール条例		
掛川市地域生涯学習センター条例		
	大東町公民館条例	大須賀町公民館条例
	大東町文化会館条例	
掛川市立図書館設置条例		大須賀町立図書館条例
掛川市二の丸美術館条例		
掛川市茶室条例		
		大須賀町清水邸庭園の設置、管理及び使用に関する条例
	吉岡彌生記念館条例	
掛川市青少年補導センター条例		
	大東町青少年問題協議会設置条例	
掛川市文化財保護条例	大東町文化財保護条例	大須賀町文化財保護条例
	大東町文化財保護審議会条例	大須賀町文化財保護審議会条例
		大須賀町歴史民族資料館設置条例
		大須賀町民俗資料館の設置及び管理に関する条例
掛川城条例		
掛川いこいの広場条例		
	大東いこいの広場設置及び管理に関する条例	
		大須賀町民運動場の設置、管理、運営及び使用に関する条例

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
	大東健康ふれあい館条例	
	大東町スポーツ振興審議会条例	
掛川海洋センター条例		大須賀町B & G海洋センターの設置及び管理等に関する条例
	大東町体育施設等使用条例	
掛川市こどもの森条例		
掛川市安養寺運動公園条例		
掛川市居尻キャンプ場条例		
掛川市明ヶ島キャンプ場条例		
掛川市下垂木多目的広場条例		
掛川市水道事業の設置等に関する条例	大東町水道事業の設置等に関する条例	大須賀町水道事業の設置等に関する条例
掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	大東町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	大須賀町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
掛川市水道事業給水条例	大東町水道事業給水条例	大須賀町水道事業給水条例
		大須賀町飲料水供給施設条例
掛川市簡易水道条例		
掛川市病院事業の設置等に関する条例		
掛川市立総合病院使用料及び手数料条例		
掛川市防災会議条例	大東町防災会議条例	大須賀町防災会議条例
掛川市災害対策本部条例	大東町災害対策本部条例	大須賀町災害対策本部条例
掛川市地震災害警戒本部条例	大東町地震災害警戒本部条例	大須賀町地震災害警戒本部条例
	大東町水防協議会条例	
	大東町コミュニティ防災センター設置条例	大須賀町コミュニティ防災センター設置条例
掛川市消防本部及び消防署の設置等に関する条例		
掛川市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例	大東町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例	大須賀町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例
	大東町消防賞じゆつ金等審査委員会条例	大須賀町消防賞じゆつ金審査委員会条例
	大東町消防表彰条例	
掛川市消防団の設置等に関する条例	大東町消防団の設置等に関する条例	大須賀町消防団の設置等に関する条例
掛川市消防団条例	大東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	大須賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
掛川市消防団員等公務災害補償条例	大東町消防団員等公務災害補償条例	大須賀町消防団員等公務災害補償条例
掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	大東町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	大須賀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
掛川市火災予防条例		
掛川市東山財産区管理会条例		
	大東町佐束財産区管理会条例	
	大東町佐束財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例	
	大東町佐束財産区特別会計条例	
	大東町佐束財産区運営基金条例	
財団法人掛川市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例		

(2) 規則

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市表彰条例施行規則	大東町表彰規則	大須賀町表彰条例施行規則
掛川市名誉市民条例施行規則		
掛川市議会定例会規則	大東町議会の定例会の招集期月に関する規則	大須賀町議会定例会規則
		大須賀町議会会議規則
		大須賀町議会傍聴人取締規則
		大須賀町議政務調査費の交付に関する規則
政治倫理の確立のための掛川市長の資産等の公開に関する条例施行規則	大東町長の資産等の公開に関する規則	町長の資産等の公開に関する規則
掛川市行政組織規則	大東町役場組織規則	大須賀町役場処務規則
掛川市収入役補助組織に関する規則	大東町収入役補助組織設置規則	
掛川市長の職務を代理する吏員を定める規則	大東町長の職務を代理する吏員を定める規則	大須賀町長の職務を代理する吏員を定める規則
掛川市収入役職務を代理する出納員を定める規則	大東町収入役職務を代理する出納員を定める規則	大須賀町収入役職務を代理する出納員を定める規則
掛川市収入役職務を代理する吏員を定める規則	大東町収入役職務を代理する吏員を定める規則	大須賀町収入役職務を代理する吏員を定める規則
掛川市長等事務引継規則		
掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則		
		大須賀町総合計画審議会規則
掛川市地籍調査委員会設置に関する規則		地籍調査実施委員会設置に関する規則
掛川市庁舎管理規則		
掛川市自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則		
		大須賀町バス使用規則
掛川市公印規則	大東町公印規則	
		縦書き規則等を左横書きに改正する規則等の整備に関する規則
掛川市印鑑条例施行規則	大東町印鑑条例施行規則	大須賀町印鑑条例施行規則
		大須賀町認可地縁団体印鑑条例施行規則
掛川市辺地集会施設及び管理に関する条例施行規則		
掛川市行政手続条例施行規則	大東町行政手続条例施行規則	
掛川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	大東町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	
掛川市情報公開条例施行規則	大東町情報公開条例施行規則	大須賀町情報公開条例施行規則
掛川市公文書開示審査会規則	大東町情報公開審査会規則	大須賀町情報公開審査会規則
	大東町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する規則	大須賀町電子計算機利用管理運営規則
掛川市公平委員会議事規則		
掛川市職員職名規則		大須賀町職員の職の設置に関する規則
	公益法人等への大東町職員の派遣等に関する規則	大須賀町職員の公益法人等への派遣等に関する規則
	大東町職員の定年に係る勤務延長に関する規則	大須賀町職員の定年に係る勤務延長に関する規則
		職員の懲戒の方法及び効果に関する規則
掛川市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則		
掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	大東町職員の勤務時間、休暇等に関する規則	大須賀町職員の勤務時間、休暇等に関する規則
掛川市職員の育児休業等に関する規則	大東町職員の育児休業等に関する規則	大須賀町職員の育児休業等に関する規則
掛川市職員表彰規則		
掛川市職員安全衛生管理規則		

掛川市	大東町	大須賀町
掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則		
掛川市職員の給与に関する規則	大東町職員の給与に関する規則	大須賀町職員の給与に関する規則
平成4年改正条例附則第9項の規定による住居手当の支給に関する規則		平成4年改正条例附則第9項の規定による住居手当の支給に関する規則
掛川市職員の最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則	平成11年改正条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則	職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
	単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則	単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則
掛川市職員の特殊勤務手当に関する規則		
掛川市職員の休日勤務手当の支給される日の特例を定める規則		
掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	大東町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	大須賀町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
掛川市職員等の旅費に関する規則	大東町職員の旅費に関する規則	
掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則		
掛川市予算の編成及び執行に関する規則	大東町予算の編成及び執行に関する規則	
掛川市会計規則	大東町会計規則	
掛川市補助金等交付規則	大東町補助金等交付規則	
掛川市契約規則	大東町契約規則	
掛川市財産管理規則	大東町の財産及び公の施設に関する規則	
	大東町の公の施設における使用及び物品販売等の規制に関する規則	
掛川市物品管理規則		
		旧開拓財産の管理に関する規則
		大須賀町土地開発基金運用規則
用品調達基金の設置に関する条例施行規則		
掛川市税条例施行規則	町税に関する文書の様式を定める規則	大須賀町税に関する文書の様式等を定める規則
		大須賀町土地使用料徴収規則
社会福祉法人の助成に関する条例第2条に規定する事業を定める規則		
掛川市民生委員推薦会規則	大東町民生委員推せん会規則	大須賀町民生委員推せん会規則
掛川市老人福祉センター条例施行規則	大東町老人福祉センター管理規則	
		大須賀町老人福祉センター及び大須賀町児童館の管理運営に関する規則
		大須賀町老人福祉センター及び大須賀町児童館運営委員会規則
掛川市立つくし会館条例施行規則	大東町立隣保館条例施行規則	
掛川市総合研修ホール条例施行規則		
生活保護法施行細則		
掛川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
掛川市行旅病人及び行旅死亡人取扱規則	大東町行旅病人及び行旅死亡人取扱規則	大須賀町行旅病人及び行旅死亡人取扱いに関する規則
掛川市保育の実施に関する条例施行規則	大東町保育の実施に関する規則	
		大須賀町児童福祉法施行細則
掛川市立保育所設置条例施行規則		
掛川市保育所保育料徴収規則	大東町保育所保育料徴収規則	大須賀町保育所保育料徴収規則
	大東町児童館設置条例施行規則	

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
	大東町児童館運営委員会設置規則	
児童手当法に基づく児童手当に関する事務取扱規則	大東町児童手当等の事務に関する規則	大須賀町児童手当事務取扱規則
掛川市遺児等の手当の支給に関する条例施行規則		
児童福祉法及び知的障害者福祉法による徴収金に関する規則		
掛川市中心身障害児放課後対策事業実施規則		
掛川市放課後児童施設条例施行規則		大須賀町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則
掛川市放課後児童健全育成事業実施規則		
掛川市老人福祉法施行細則	大東町老人福祉法施行細則	老人福祉法施行細則
掛川市立高齢者いきいきセンター条例施行規則		
掛川市立三笠の園条例施行規則		
掛川市老人医療事務取扱細則	大東町老人医療事務取扱細則	老人医療事務取扱細則
掛川市健康診査費用徴収規則		
掛川市訪問介護員派遣手数料徴収条例施行規則	大東町ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則	
掛川市生きがい活動支援等事業実施規則		
掛川市高齢者ホーム事業実施規則		
		大須賀町老人作業所使用規則
掛川市身体障害者福祉法施行細則	大東町身体障害者福祉法施行細則	大須賀町身体障害者福祉法施行細則
掛川市重症心身障害児扶養手当に関する条例施行規則		
知的障害者福祉法施行細則		
掛川市予防接種実費徴収規則		
	大東町保健センター設置条例施行規則	
	大東町保健センター運営委員会設置規則	
掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	大東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	大須賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
掛川市衛生センター管理規則		
掛川市清掃センター管理規則		
掛川市浄化槽法施行細則		
	大東町浄化槽清掃業に関する条例施行規則	大須賀町浄化槽清掃業に関する条例施行規則
	大東町大坪台浄化センターの設置及び管理に関する条例施行規則	
掛川市汚水処理施設条例施行規則		
掛川市農業集落排水処理施設条例施行規則	大東町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則	
掛川市富士見台霊園条例施行規則		
掛川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	大東町墓地、埋葬等に関する規則	大須賀町墓地、埋葬等に関する規則
	大東町海戸兼情墓園条例施行規則	
掛川市飼い犬条例施行規則	大東町飼い犬条例施行規則	大須賀町畜犬管理条例施行規則
掛川市狂犬病予防法施行細則	大東町狂犬病予防法施行規則	大須賀町狂犬病予防法施行規則
掛川市化製場等に関する法律施行細則	大東町化製場等に関する法律に基づく事務取扱いに関する規則	大須賀町化製場等に関する法律に基づく事務取扱いに関する規則
緑と花で美しい環境をつくる条例施行規則		
	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例施行規則
		地下水の採取の適正化に関する条例施行規則

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市国民健康保険給付規則	大東町国民健康保険給付規則	大須賀町国民健康保険給付規則
掛川市国民健康保険運営協議会規則	大東町国民健康保険運営協議会規則	大須賀町国民健康保険運営協議会規則
	大東町国民健康保険高額医療費資金貸付条例施行規則	大須賀町国民健康保険高額医療費資金貸付条例施行規則
掛川市国民健康保険税条例施行規則		大須賀町国民健康保険税徴収規則
掛川市介護保険条例施行規則	大東町介護保険条例施行規則	大須賀町介護保険条例施行規則
掛川市基準該当サービス事業者等の登録等に関する規則		
	大東町交通指導員設置規則	
掛川市農村環境整備施設等の設置及び管理に関する条例施行規則	大東町農村環境改善センター管理規則	大須賀町農村環境改善センターの管理及び運営に関する規則
		大須賀町農村環境改善センター運営委員会規則
		大須賀町多目的研修センターの管理、運営に関する規則
掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則	大東町農業集落排水事業分担金に関する条例施行規則	
掛川市林業協業活動拠点施設条例施行規則		
掛川市火入れに関する条例施行規則		
掛川市鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則		
		大須賀町商工業振興対策委員会規則
		大須賀町勤労者住宅建設資金貸付審議会規則
		大須賀町勤労者体育センターの管理運営及び使用に関する条例施行規則
掛川市建設工事執行規則	大東町建設工事執行規則	大須賀町建設工事執行規則
掛川市公共基準点規則		
	大東町公共工事発注見通しの公表規則	
掛川市道路占用規則	大東町道路法施行細則	大須賀町道路法施行細則
	大東町法定外道路管理条例施行規則	大須賀町法定外道路管理条例施行規則
掛川市建築協定に関する公聴会規則	大東町建築協定に関する公聴会規則	大須賀町建築協定に関する公聴会規則
掛川市建築協定書縦覧規則	大東町建築協定書の縦覧規則	大須賀町建築協定書の縦覧規則
掛川市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則		
掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例施行規則		旅館業を目的とする建築等の規制に関する条例施行規則
掛川市営住宅管理条例施行規則	大東町営住宅管理条例施行規則	大須賀町営住宅管理条例施行規則
掛川市営住宅入居者選考委員会規則		
掛川市営住宅監理員規則		
掛川市営住宅管理人規則		
掛川市再開発住宅管理条例施行規則		
掛川市住環境整備モデル住宅管理条例施行規則		
掛川市優良宅地及び優良住宅の認定事務に関する規則	租税特別措置法に基づく優良な宅地、優良な住宅及び良質な住宅の認定事務に関する規則	
掛川市都市計画公聴会規則	大東町都市計画公聴会規則	大須賀町都市計画公聴会規則
掛川市生涯学習まちづくり土地条例施行規則		
掛川市駐車場条例施行規則		
		大須賀町字町等公営駐車場設置費補助金交付規則
掛川市自転車等駐車場条例施行規則		
掛川市自転車等の放置防止に関する条例施行規則		
掛川市都市公園条例施行規則	大東町都市公園条例施行規則	大須賀町都市公園条例施行規則

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
静岡県屋外広告物条例施行細則		
掛川市住居表示に関する条例施行規則		
掛川市公共下水道条例施行規則	大東町下水道条例施行規則	
掛川市排水設備指定工事店規則	大東町排水設備指定工事店規則	
掛川市公共下水道事業受益者負担金条例施行規則	大東町公共下水道事業負担金に関する条例施行規則	
	大東町特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規則	
掛川市普通河川条例施行規則	大東町普通河川条例施行規則	大須賀町普通河川条例施行規則
掛川市準用河川規則		
	大東町学校給食費徴収に関する細則	大須賀町学校給食費会計細則
		大須賀町清水邸庭園の管理、運営に関する規則
	大東いこいの広場設置及び管理に関する条例施行規則	
		大須賀町民運動場の設置、管理、運営及び使用に関する条例施行規則
	大東健康ふれあい館条例施行規則	
		大須賀町 B & G 海洋センター条例施行規則
掛川市居尻キャンプ場条例施行規則		
掛川市明ヶ島キャンプ場条例施行規則		
	大東町水道事業処務規則	
		大須賀町水道建設委員会設置規則
掛川市水道事業管理者の職務代理者を定める規則		
市長の同意を得て任免する企業職員等に関する規則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づく地方公共団体の長が定める職に関する規則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき地方公共団体の長が定める職に関する規則
掛川市立総合病院規則		
掛川市病院事業会計規則		
		大須賀町コミュニティ防災センター管理規則
掛川市消防本部消防職員委員会に関する規則		
掛川市消防本部の組織に関する規則		
掛川市消防職員の階級及び職名に関する規則		
掛川市消防吏員の訓練、礼式及び服制規則		
掛川市消防手帳規則		
掛川市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金規則		
掛川市消防表彰規則	大東町消防表彰条例施行規則	
掛川市消防団規則	大東町消防団組織等に関する規則	
掛川市消防団員被服貸与規則		
掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則		
掛川市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則	大東町消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則	大須賀町消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則
	大東町消防団員等公務災害補償条例第10条の2第1項第2号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則	大須賀町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則
掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則	大東町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則	大須賀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則
掛川市火災予防条例施行規則		
掛川市危険物の規制に関する規則		
掛川市火薬類取締法施行細則		

(3) 教育委員会規則

掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
掛川市語学指導等を行う外国人である職員の給料等に関する条例施行規則	語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例施行規則	
掛川市教育委員会公告式規則	大東町教育委員会公告式規則	大須賀町教育委員会公告式規則
掛川市教育委員会会議規則	大東町教育委員会会議規則	大須賀町教育委員会会議規則
掛川市教育委員会傍聴人規則	大東町教育委員会傍聴人規則	大須賀町教育委員会傍聴人取締規則
掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則	大東町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則	大須賀町教育委員会の教育長に対する事務委任規則
掛川市教育委員会教育長の職務を代理する職員を指定する規則	大東町教育委員会教育長の職務を代理する職員を指定する規則	大須賀町教育委員会教育長の職務を代行すべきものを指定する規則
掛川市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則		
掛川市教育委員会が保有する公文書に係る情報公開条例施行規則		
掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則	大東町教育委員会事務局組織規則	大須賀町教育委員会事務局組織規則
		大須賀町教育委員会処務規則
		大須賀町教育相談員設置規則
掛川市教育委員会公印規則	大東町教育委員会公印規則	大須賀町教育委員会公印規則
掛川市教育委員会職員職名規則		
掛川市教育センター規則		
県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則	職務に専念する義務の免除に関する規則	職務に専念する義務の免除に関する規則
掛川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則		
掛川市就学指導委員会規則	大東町就学指導委員会規則	大須賀町就学指導委員会規則
掛川市公立学校管理規則	大東町公立学校管理規則	大須賀町公立学校管理規則
	町立小学校及び中学校の通学区域を定める規則	大須賀町立小・中学校入学児童生徒学校指定規則
掛川市学校給食共同調理場に関する条例施行規則	大東町学校給食センター運営規則	大須賀町立学校給食センター管理運営に関する規則
掛川市立幼稚園規則	大東町立幼稚園管理規則	大須賀町立幼稚園管理規則
	町立幼稚園の通園区域を定める規則	大須賀町立幼稚園入園幼児幼稚園指定規則
掛川市立幼稚園保育料徴収条例施行規則		大須賀町立幼稚園保育料減免規則
	大東町学校教育指導員設置規則	
掛川市社会教育指導員設置規則	大東町社会教育指導員設置規則	社会教育指導員設置規則
掛川市未広公会堂の設置及び管理運営に関する条例施行規則		
掛川市公立学校使用条例施行規則		大須賀町立学校施設使用条例施行規則
掛川市生涯学習センター条例施行規則		
掛川市駅南学習センター美感ホール条例施行規則		
掛川市地域生涯学習センター条例施行規則		
		大須賀町公民館条例施行規則
		大須賀町視聴覚ライブラリー規則
掛川市立図書館設置条例施行規則		大須賀町立図書館条例施行規則
掛川市二の丸美術館条例施行規則		
掛川市茶室条例施行規則		
掛川市青少年補導センター条例施行規則		
		大須賀町青少年問題協議会規則

掛川市	大東町	大須賀町
掛川市文化財保護条例施行規則		
		大須賀町歴史民族資料館設置条例施行規則
		大須賀町民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則
掛川城条例施行規則		
		横須賀城跡保存推進委員会規則
掛川市体育指導委員規則	大東町体育指導委員規則	大須賀町体育指導委員規則
掛川市いこいの広場条例施行規則		
掛川市海洋センター条例施行規則		
	大東町体育施設等使用条例施行規則	
掛川市こどもの森条例施行規則		
掛川市安養寺運動公園条例施行規則		
掛川市下垂木多目的広場条例施行規則		

(4) 議会規則

掛川市	大東町	大須賀町
掛川市議会会議規則	大東町議会会議規則	
掛川市議会傍聴規則	大東町議会傍聴規則	

(5) 公平委員会規則

掛川市	大東町	大須賀町
掛川市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則		
掛川市職員の不利益処分に関する審査に関する規則		
掛川市公平委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則		
掛川市公平委員会が保有する公文書に係る情報公開条例施行規則		
掛川市職員団体の登録等に関する規則		
掛川市管理職員等の範囲を定める規則		
職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則		
公務災害補償の審査の請求に関する規則		

(6) 農業委員会規則

掛川市	大東町	大須賀町
掛川市農業委員会総会会議規則	大東町農業委員会会議規則	

3 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		条例、規則等の取扱い
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、整備するものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	706,513人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	(1) 5町同一の条例・規則等は、原則として現行のとおりとする。 (2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	5町	
		人口	57,773人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	(1) 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。 (2) 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。 (3) 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。 (4) 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	